

津山市地域防災計画

(風水害等対策編)

新旧対照表

頁	行	現行	修正案	修正理由
7	17	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関(市域を管轄する出先機関等)</p> <p>(3) 大阪管区気象台(岡山地方気象台)</p> <p>⑤ 気象台が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関(市域を管轄する出先機関等)</p> <p>(3) 大阪管区気象台(岡山地方気象台)</p> <p>⑤ 気象台が発表した<u>気象に関する</u>特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。</p> <p>(略)</p>	他の特別警報との区別
	23	<p>⑨ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p>	<p>⑧ 市町村が行う<u>避難情報</u>の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p>	名称の変更、項番の修正
8	29	<p>5 自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊等)</p> <p>⑨ <u>炊飯</u>及び給水を行う。</p>	<p>5 自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊等)</p> <p>⑨ <u>給食</u>及び給水を行う。</p>	表現の適正化
	30	<p><u>(新設)</u></p>	<p>⑩ <u>入浴支援</u>を行う。</p>	最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正
	31	<p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>⑪～⑬ (略)</p>	
9	17	<p>6 指定(地方)公共機関</p> <p>(4) 株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)</p>	<p>6 指定(地方)公共機関</p> <p>(4) 株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)、<u>楽天モバイル株式会社</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正
21	31	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 自然災害予防対策</p> <p>第2項 土砂災害防止対策</p> <p>1 方針</p> <p><u>大雨や地震による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から、人的、物的被害を防止あるいは軽減するため、土砂災害のおそれのある区間にを把握し、警戒避難体制を整備する。</u></p> <p><u>また、土砂災害のおそれのある区域に関しては、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進するよう努める。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 自然災害予防対策</p> <p>第2項 土砂災害防止対策</p> <p>1 方針</p> <p><u>土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。</u></p>	県計画との整合性
	37	<p>2 実施期間(実施責任者)等</p> <p>岡山地方気象台</p>	<p>2 実施期間(実施責任者)等</p> <p><u>中国地方整備局</u></p>	「盛土による災害の防止に関する検討会提言」を踏まえた修正

21	39	市（農林部、都市建設部、総務部） 県（農林水産部、土木部）	岡山地方気象台 市（農林部、都市建設部、総務部） 県（農林水産部、土木部、 <u>県民生活部、環境文化部、危機管理課</u> ）	「盛土による災害の防止に関する検討会提言」を踏まえた修正
24	18	3 実施内容 <u>(新設)</u>	3 実施内容 <u>(5) 盛土による災害の防止対策</u> <u>市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。</u>	〃
26	18	第4項 雨水出水対策 1 方針 雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、 <u>水位周知下水道</u> について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該 <u>下水道水位</u> が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	第4項 雨水出水対策 1 方針 雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、 <u>水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設</u> について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該 <u>排水施設</u> の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	水防法の改正を踏まえた修正
	20	3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置 ② 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等 市は、 <u>水位周知下水道</u> について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。	3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置 ② 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等 市は、 <u>水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設</u> について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。	〃
	34	第8項 文教対策 3 実施内容 (2) 防災上必要な教育の実施 市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保な	第8項 文教対策 3 実施内容 (2) 防災上必要な教育の実施 市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保	〃

31	6	<p>ど、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるように促す。(略)</p>	<p>など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるように促す。</p> <p><u>さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。(略)</u></p>	<p>「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(報告)」及び「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた修正</p>
33	30	<p>第4節 事故災害予防対策 第1項 交通施設対策 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 道路 ①～③ (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第4節 事故災害予防対策 第1項 交通施設対策 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 道路 ①～③ (略) <u>④ 主要道路等の代替路の確保</u> <u>災害時における山村地域の交通ネットワークやライフラインを確保するため、国道や県道、市道等の主要道路の代替路として活用できる林道等の整備を図る。</u></p>	<p>山村強靱化林道整備事業を踏まえた修正</p>
34	2	<p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 鉄道 (略) ①・② (略) (資料) ・交通事故 (資料編第2-3) ・異常気象時規制区間及び規制基準 (県管理) (資料編3-15) <u>・代替路として利用する林道路線 (資料編第5-2-(2))</u></p>	<p>”</p>
45	41	<p>第5節 防災活動の環境整備 第2項 防災知識の普及 3 実施内容 (3) ボランティア活動のための環境整備 市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>第5節 防災活動の環境整備 第2項 防災知識の普及 3 実施内容 (3) ボランティア活動のための環境整備 市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度</u>、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>「防災教育・周知啓発ワーキンググループ防災ボランティアチーム提言」を踏まえた修正</p>

第3章 災害応急対策計画
 第1節 防災組織
 第2項 市本部
 (略)
 1 防災体制の組織と基準

組織	基準	配置内容
準備体制	1 大雨又は洪水の注意報が発表され災害発生のおそれがあるとき 2 水防団待機水位に達し、さらに上昇を認めるとき 3 その他災害発生のおそれがあるとき	1 特に関係がある部課において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて情報連絡員、支所応援要員を待機させる。 2 状況により、次の体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。
警戒体制(初動配備)	1 暴風、暴風雪、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき	1 危機管理班は、当直等からの通報、気象状況等により判断し、適宜、水位、降雨量等の情報収集に努め、必要な場合は、いつでも次の体制に移行できるよう準備を整える。 2 関係各班は、応急対策指示要員、警戒体制要員の配置順位、交代時期等についてあらかじめ計画し、必要に応じ該当事者に連絡し、自宅待機させる。 3 情報連絡員及び支所応援要員は、気象情報に注意し、連絡方法を明確にし、直ちに参集、配置につくことができる態勢を整える。
警戒体制(1号配備)	1 本部長の指示があったとき 2 大雪警報が発表され、かつ降雪地域の支所長・出張所長が必要と判断したとき 3 水防警報(水防団出動)が発表されたとき 4 局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき 5 震度4又は5弱の地震が発生したとき 6 土砂災害警戒情報が発表されたとき 7 その他災害が発生するおそれがあり、市長の指示があったとき	1 関係各班員の職員、情報連絡員及び支所応援要員は、所定の配置につき、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2 必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・諸機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制(2号配備)	1 市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき 2 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき 3 その他災害等事態が拡大するおそれがあり、市長又は災害警戒本部長の指示があったとき	1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を関係各部各班員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。
非常体制(3号配備)	1 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき 2 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき 3 震度5強以上の地震が発生したとき 4 特別警報が発表されたとき	1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を各部各班の全員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。

(略)

第3章 災害応急対策計画
 第1節 防災組織
 第2項 市本部
 (略)
 1 防災体制の組織と基準

組織	基準	配置内容
準備体制	1 大雨、洪水又は大雪の注意報が発表され災害発生のおそれがあるとき 2 水防団待機水位に達し、さらに上昇を認めるとき 3 その他災害発生のおそれがあるとき	1 特に関係がある部課において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて情報連絡員、支所応援要員を待機させる。 2 状況により、次の体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。
警戒体制(初動配備)	1 暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報のひとつ以上が発表されたとき	1 危機管理班は、当直等からの通報、気象状況等により判断し、適宜、水位、降雨量等の情報収集に努め、必要な場合は、いつでも次の体制に移行できるよう準備を整える。 2 関係各班は、応急対策指示要員、警戒体制要員の配置順位、交代時期等についてあらかじめ計画し、必要に応じ該当事者に連絡し、自宅待機させる。 3 情報連絡員及び支所応援要員は、気象情報に注意し、連絡方法を明確にし、直ちに参集、配置につくことができる態勢を整える。
警戒体制(1号配備)	1 本部長の指示があったとき 2 大雪警報が発表され、降雪地域の状況が悪化したとき 3 水防警報(水防団出動)が発表されたとき 4 局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき 5 震度4又は5弱の地震が発生したとき 6 土砂災害警戒情報が発表されたとき 7 その他災害が発生するおそれがあり、市長の指示があったとき	1 関係各班員の職員、情報連絡員及び支所応援要員は、所定の配置につき、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2 必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・諸機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制(2号配備)	1 市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき 2 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき 3 その他災害等事態が拡大するおそれがあり、市長又は災害警戒本部長の指示があったとき	1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を関係各部各班員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。
非常体制(3号配備)	1 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき 2 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき 3 震度5強以上の地震が発生したとき 4 特別警報が発表されたとき	1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を各部各班の全員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。

(略)

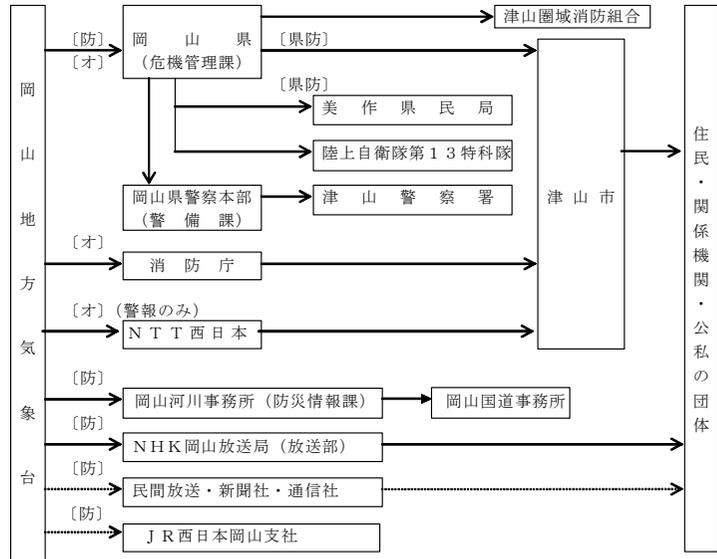
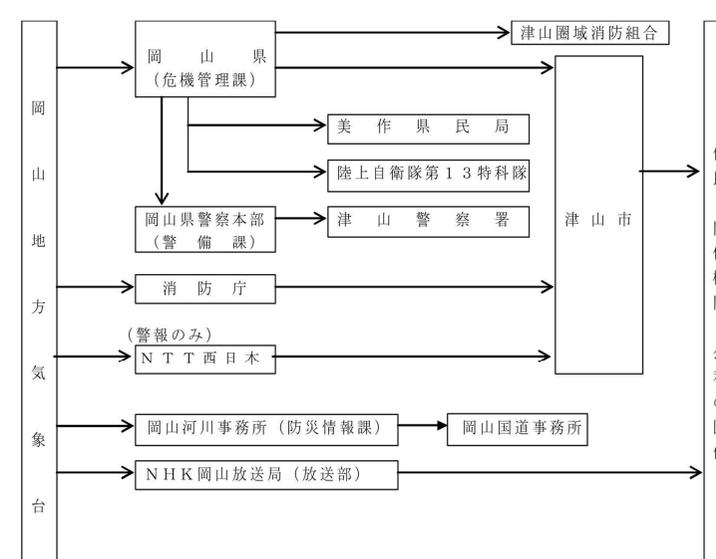
「令和5年1月大雪による検証」を踏まえた修正

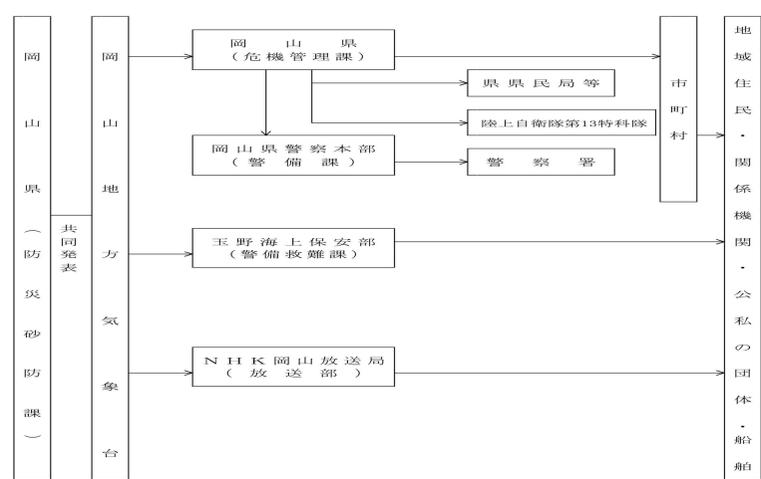
66	31	<p>第2節 防災活動 第1項 予報及び警報等 3 実施内容 (1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別 ② 気象に関する予報及び警報等の種別 ア 気象注意報 <u>強風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するもの。</u></p>	<p>第2節 防災活動 第1項 予報及び警報等 3 実施内容 (1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別 ② 気象に関する予報及び警報等の種別 ア 気象注意報 <u>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。</u></p>	気象庁内の記載要領 変更に伴う語句の修正
	35	<p>イ 気象警報 <u>暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するもの。</u></p>	<p>イ 気象警報 <u>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</u></p>	〃
	37	<p>大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3相当。</p>	<p>大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。</p>	
	40	<p>ウ 特別警報 <u>暴風、大雨等が原因で重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるため発表するもの。</u></p>	<p>ウ 特別警報 <u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</u></p>	〃
	42	<p>大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	
67	4	<p>エ 気象情報 特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p>	<p>エ 気象情報 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p>	〃
	7	<p>オ 記録的短時間大雨情報 <u>県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき、府県気象情報の一種として発表する。</u></p>	<p>オ 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような</u></p>	〃

67	15	<p>カ 竜巻注意情報</p> <p>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>カ 竜巻注意情報</p> <p>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>気象庁内の記載要領変更に伴う語句の修正</p>										
21	21	<p>キ 大雨・洪水警報の危険度分布等</p>	<p>キ キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等</p>	<p>表現の修正</p>										
22	22	<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間割きまでの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。	<p>キキクルの変更に伴う修正・簡潔な表に修正</p>
種類	概要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。													
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。													
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命に危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。													
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。													

68	6	<p><u>洪水警報の危険度分布</u></p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p><u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>ク 早期注意情報</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地区と同じ発表単位(県南部、北部)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>ク 早期注意情報</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地区と同じ発表単位(県南部、北部)で発表される。大雨、<u>高潮</u>に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>気象庁内の記載要領 変更に伴う語句の修正</p>
----	---	---	--	---------------------------------

68	10	<p>(2) 土砂災害警戒情報 <u>気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、県と岡山地方気象台が嚴重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するもの。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。なお、土砂災害警戒情報は市町村単位で発表される。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 火災気象通報 <u>消防法第 2 2 条に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するもの。</u></p>	<p>(2) 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 火災気象通報 <u>消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</u></p>	<p>県計画との整合性</p>
69	8	<p>第 3 項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制 3 実施内容および方法 (2) 関係機関への連絡 (略) また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。(略)</p>	<p>第 3 項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制 3 実施内容および方法 (2) 関係機関への連絡 (略) また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</p>	<p>気象庁内の記載要領 変更に伴う語句の修正</p>
72	2	<p>(4) 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>市は、<u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u>(略)</p>	<p>「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を踏まえた修正</p>
75	13	<p>⑫ <u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード、ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接</u></p>	<p>⑫ <u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード、ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の</u></p>	<p>「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について(答申)」を踏まえた修正</p>

75	25	<p>な連携体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑮ 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>	<p>「タイムライン（防災行動計画）策定・活用方針」を踏まえた修正</p>
76	10	<p>(6) 気象注意報・警報等の伝達</p> <p>① 伝達系統図</p> <p>ア 気象注意報・警報等</p> 	<p>(6) 気象注意報・警報等の伝達</p> <p>① 伝達系統図</p> <p>ア 気象注意報・警報等</p> 	<p>実状に即した表に修正</p>

77	1	<p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに、岡山県と岡山地方気象台が共同で発表するものであり、(ア)気象注意報・警報等と同様の伝達系統である。</p>	<p>イ 土砂災害警戒情報</p> 	<p>実状に即した表に修正</p>
84	6	<p>第4節 罹災者の救助保護</p> <p>第2項 避難指示等及び避難所の設置</p> <p>3 実施内容</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。(略)</p>	<p>第4節 罹災者の救助保護</p> <p>第2項 避難指示等及び避難所の設置</p> <p>3 実施内容</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。<u>避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。</u>(略)</p>	<p>「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(報告)を踏まえた修正</p>
85	16 17 18	<p>(3) 高齢者等避難、避難指示の発令基準</p> <p>市長は、住民の生命、財産の保護を図るため、次の基準により高齢者等避難、避難指示の発令を行う。</p> <p>① 水害の場合</p> <p>ア 高齢者等避難</p> <p>(ア) 水位が避難判断水位に到達したとき</p> <p>(イ) 水位が氾濫注意水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合</p>	<p>(3) 高齢者等避難、避難指示の発令基準</p> <p>市長は、住民の生命、財産の保護を図るため、次の基準により高齢者等避難、避難指示の発令を行う。</p> <p>① 水害の場合</p> <p>ア 高齢者等避難</p> <p>1) 水位周知河川の場合</p> <p>(ア) 水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達したとき</p> <p>(イ) 水位が氾濫注意水位を超えた状態で、<u>次の①～③のいずれか</u></p>	<p>避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正</p>

86	5		(ウ) <u>堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき</u>	表現の適正化
	6		(エ) <u>ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</u>	避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正
	7		(オ) <u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u>	表現の適正化
	9		(カ) <u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</u>	避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正
	12		(キ) <u>水位が堤防高に到達するおそれが高いとき</u>	字句の修正
	13		2)その他の河川の場合	
	14		(7) <u>一定の水位に達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</u>	避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正
	15		① <u>上流の水位観測所の水位が上昇している場合</u>	
	16		② <u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(警戒レベル4相当情報)」（紫色）が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</u>	
	18		③ <u>上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</u>	
	19		(イ) <u>堤防に異常な漏水、侵食等が発見された場合</u>	
	20		(ウ) <u>ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</u>	
	21		(エ) <u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</u>	
	23		(オ) <u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報発表後速やかに発令)</u>	
	27		ウ 緊急安全確保	
	28		1)水位周知河川の場合 (災害発生を確認)	〃
			(7) <u>決壊や越水、溢水が発生した場合。(氾濫の発生が把握で</u>	

86	30		きた場合)	
	31		(災害が切迫)	
	32		(イ) 水位観測所の水位が氾濫開始水位に到達したとき	
	34		(ウ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「切迫」(黒色)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)	
	36		(エ) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合	
	38		(オ) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転の停止をせざるをえない場合	
	39		2)その他の河川の場合	
	40		(災害発生を確認)	
	41		(ア) 決壊や越水、溢水が発生した場合(氾濫の発生が確認できた場合)	
	42		(災害が切迫)	
87	1		(イ) 水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)に到達した場合	
	3		(ウ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「切迫(警戒レベル5相当情報)」(黒色)が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)	
	5		(エ) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合	
	7		(オ) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	
			(カ) 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合	
		② 土砂災害の場合	② 土砂災害の場合	
		ア 高齢者等避難	ア 高齢者等避難	
	11	(ア) 大雨警報(土砂災害)が発表されかつ、 <u>土砂災害に関するメッシュ情報で実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達(警戒レベル3相当情報「土砂災害I」)する場合</u>	(ア) 大雨警報(土砂災害)が発表されかつ、 <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒(警戒レベル3相当)」(赤色)に達し、更に「危険(警戒レベル4相当)」(紫色)への到達が見込まれる場合</u>	”
		(イ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを超えたとき	(削除)	

87	14	(ウ) 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日の雨量が80mmを超えたとき	(削除)	避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正 字句の修正	
		(エ) 前日までの降雨がなく、当日の日雨量が100mmを超えたとき	(削除)		
		(オ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき	(イ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき		
	17	イ 避難指示 (ア) <u>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</u>	イ 避難指示 (ア) <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（警戒レベル4相当情報）」（紫色）に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合</u>		避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正
		(イ) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合	(削除)		
		(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき	(削除)		
	(エ) 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日の雨量が80mmを超え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき	(削除)			
	(オ) 前日までの降雨がなく、当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき	(削除)			
19	(カ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	(イ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	字句の修正		
	(キ) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）した場合。	(削除)			
21	<u>(新設)</u>	(ウ) <u>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に通過することが予想される場合</u>	避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正		
23	(ク) 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	(エ) 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	字句の修正		
	ウ 緊急安全確保 (ア) 土砂災害が発生した場合	ウ 緊急安全確保 (ア) 土砂災害が発生した場合			

94	6	<p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>第4項 食料の供給</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、食料の応急供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。</p>	<p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>第4項 食料の供給</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、食料の応急供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。<u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p>	<p>修正</p> <p>「防災教育・周知啓発ワーキンググループ 防災ボランティアチーム提言」を踏まえた修正</p>
97	16	<p>第5項 飲料水の供給</p> <p>3 実施内容及び方法</p> <p>(1) ガイドライン方式及び搬送給水</p> <p>市内2箇所の浄水場（小田中、草加部）のうち、被災していない浄水場からバルブ操作により給水する。</p>	<p>第5項 飲料水の供給</p> <p>3 実施内容及び方法</p> <p>(1) <u>給水エリアの切替</u></p> <p>市内2箇所の浄水場（小田中、草加部）のうち、被災していない浄水場から給水可能な範囲で給水を行う。</p>	<p>「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえた修正</p>
98	40	<p>(1) ガイドライン方式及び搬送給水</p> <p>市内2箇所の浄水場（小田中、草加部）のうち、被災していない浄水場からバルブ操作により給水する。</p>	<p>(1) <u>給水エリアの切替</u></p> <p>市内2箇所の浄水場（小田中、草加部）のうち、被災していない浄水場から給水可能な範囲で給水を行う。</p>	<p>給水方法の変更に伴う修正</p>
99	41	<p>送配水管及びその他の配水施設が被災した場合は、給水車、給水タンク等で搬送のうえ給水する。</p>	<p><u>(2) 送配水管及びその他の配水施設が被災した場合は、給水車、給水タンク等で搬送のうえ給水する。</u></p>	
	1	<p>(2) ろ過機による給水</p> <p>湖沼水・河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。</p>		
		<p>第9節 水防</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 水防活動</p>	<p>第9節 水防</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 水防活動</p>	
121	34	<p>⑦ <u>県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「岡山県大規模氾濫減災協議会」</u>等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理</p>	<p>⑦ <u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「岡山県大規模氾濫時の減災協議会」、「流域治水協議会」</u></p>	<p>「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について(答申)」を踏まえた修正・字句の</p>

123	7	<p>者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>第11節 雪害対策</p> <p>1 方針</p> <p>豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。</p>	<p>等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するため密接な連携体制を構築する。</p> <p>第11節 雪害対策</p> <p>1 方針</p> <p>豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、<u>積雪により種々の災害発生が予想される場合には、諸状況を勘案しながら、職員の非常招集、情報連絡体制の確立、災害対策本部の設置等、必要な措置を早期に講ずるものとする。</u>また、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応の経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。</p>	修正
123	20	<p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>災害発生直前からの体制整備</u></p> <p>① <u>警戒・避難体制の整備</u></p> <p><u>雪害等の発生に備え、積雪深、降雪量の情報収集に努める。また、避難指示等の情報を住民等に伝達する体制については、豪雨等の災害に準じて実施する。</u></p> <p>② <u>住民の避難誘導體制の整備</u></p> <p><u>積雪、融雪等に配慮した避難施設の指定、避難行動要支援者の避難支援については、豪雨等の災害に準じた体制で実施する。</u></p> <p>③ <u>職員の非常招集、情報連絡体制等の確立</u></p> <p><u>災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講ずる。体制の基準は概ね以下のとおりとする。</u></p>	「令和5年1月大雪による検証」を踏まえた修正
	21			”
	24			”
	27			”

123	30		<table border="1"> <tr> <td>【注意体制】 ↓</td> <td>本市を含む地域に大雪注意報が発表されたとき。 ↓</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>【警戒体制】 ↓ (初動配備) ↓</td> <td>本市を含む地域に大雪警報または暴風雪警報が発表され、災害等に備え、 体制をとることが必要と判断されるとき。 ↓</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>【警戒体制】 ↓ (1号配備) ↓</td> <td>小規模な災害が発生または発生が予想される状況と判断されるとき。 ↓</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>【非常体制】 ↓ (2号配備) ↓</td> <td>災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認め たとき。 ↓</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>【非常体制】 ↓ (3号配備) ↓</td> <td>発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 ↓ 特別警報が発表されたとき。 ↓</td> <td>↑</td> </tr> </table>	【注意体制】 ↓	本市を含む地域に大雪注意報が発表されたとき。 ↓	↑	【警戒体制】 ↓ (初動配備) ↓	本市を含む地域に大雪警報または暴風雪警報が発表され、災害等に備え、 体制をとることが必要と判断されるとき。 ↓	↑	【警戒体制】 ↓ (1号配備) ↓	小規模な災害が発生または発生が予想される状況と判断されるとき。 ↓	↑	【非常体制】 ↓ (2号配備) ↓	災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認め たとき。 ↓	↑	【非常体制】 ↓ (3号配備) ↓	発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 ↓ 特別警報が発表されたとき。 ↓	↑	
【注意体制】 ↓	本市を含む地域に大雪注意報が発表されたとき。 ↓	↑																	
【警戒体制】 ↓ (初動配備) ↓	本市を含む地域に大雪警報または暴風雪警報が発表され、災害等に備え、 体制をとることが必要と判断されるとき。 ↓	↑																	
【警戒体制】 ↓ (1号配備) ↓	小規模な災害が発生または発生が予想される状況と判断されるとき。 ↓	↑																	
【非常体制】 ↓ (2号配備) ↓	災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認め たとき。 ↓	↑																	
【非常体制】 ↓ (3号配備) ↓	発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 ↓ 特別警報が発表されたとき。 ↓	↑																	
123	32	<p><u>(1)</u> 雪崩災害の防止活動</p> <p>① 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。</p> <p>② 市は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための<u>勧告・指示</u>を行う。</p> <p>③ 市は、県と連絡を密にし、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的とした雪崩防止施設の設置や、その他雪崩災害を防止するために必要な防止施設の整備の促進を図る。</p>	<p><u>(2)</u> 雪崩災害の防止活動</p> <p>① 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。</p> <p>② 市は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための<u>指示等</u>を行う。</p> <p>③ 市は、県と連絡を密にし、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的とした雪崩防止施設の設置や、その他雪崩災害を防止するために必要な防止施設の整備の促進を図る。</p>	字句の修正															
124	4	<p><u>(2)</u> 情報の伝達 (略)</p> <p><u>(3)</u> 道路交通の確保 (略)</p> <p>特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、計画的・集中的な除雪作業に努める。</p>	<p><u>(3)</u> 情報の伝達 (略)</p> <p><u>(4)</u> 道路交通の確保 (略)</p> <p>特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、計画的・集中的な除雪作業に努める。</p> <p>道路管理者は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の</p>	”															
	8			”															
	16			”															
				「降積雪期における防災態勢の強化等について」を踏まえた修															

25			<p><u>開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	正
32		(略)	(5) 除雪体制等の整備	字句の修正
33		<u>(4) 除雪体制等の整備</u> <u>(新設)</u>	<p><u>① 道路の除雪体制等については、除雪計画による体制をとるが、雪害に関する警報発表や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常招集については、豪雨等の災害に準じた体制で実施する。</u></p> <p><u>また、積雪による異常事態が発生したときは、除雪対策に努めるとともに、必要に応じて交通整理、交通規制について津山警察署長に協力を求め、交通遮断、迂回交通等の措置を行う。</u></p>	「令和5年1月大雪による検証」を踏まえた修正
38		熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。	<p><u>② 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</u></p>	字句の修正
40		<u>(新設)</u>	<p><u>③ 住宅周辺の除雪は、個人の責任において行うものではあるが、大雪時にはその能力を超える事が考えられる。</u></p> <p><u>そのため、市は実情に応じて、地元町内会や自主防災組織等との協力体制の構築や災害ボランティアセンターの設置等による共助の仕組み作りに努める。</u></p> <p><u>また高齢者世帯、障がい者世帯など、大雪時においても要配慮者への支援に努める。</u></p>	「令和5年1月大雪による検証」を踏まえた修正
125	3	<u>(新規)</u>	<p><u>(6) 凍結防止対策</u></p> <p><u>橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等、特に凍結の起こりやすい箇所及び危険な場所に、事前に凍結防止剤を配置する。また、幹線路線については必要に応じて散布を行う。</u></p>	字句の修正 「令和5年1月大雪による検証」を踏まえた修正
7		(5) 雪崩災害発生後の活動 ① 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。 ② 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。	<p><u>(7) 雪崩災害発生後の活動</u></p> <p>① 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。</p> <p>② 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。</p>	字句の修正

125	15	<p>4 応援協力関係</p> <p>市は、応援活動の実施が困難な場合は、他市町村または県へ応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 自衛隊の災害派遣要請</p>	<p>4 応援協力関係</p> <p>市は、応援活動の実施が困難な場合は、他市町村または県へ応援を要請する。</p> <p><u>また、豪雪時の孤立地区対策として、食料、水、生活必需品、医薬品及び所用の資機材の調達に関して防災関係機関との、より一層の応援体制の充実に努める。</u></p> <p><u>さらに、都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が発生した場合に、交通が途絶しているなかでの輸送体制や物資一時集積所の積雪対策等を考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。</u></p>	<p>「令和5年1月大雪による検証」を踏まえた修正</p>
136	17 18 19	<p>3 災害派遣部隊等の活動範囲</p> <p>⑨ 炊飯及び給水</p> <p>炊飯及び給水を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3 災害派遣部隊等の活動範囲</p> <p>⑨ 給食及び給水</p> <p>給食及び給水を行う。</p> <p>⑩ 入浴支援</p> <p><u>入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。</u></p>	<p>表現の適正化</p>
136	21	<p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>⑪～⑬ (略)</p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p>
145	18	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興計画</p> <p>第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興計画</p> <p>第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p> <p><u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>	<p>「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」を踏まえた修正</p>